

## 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月8日 09時03分ごろ
発生場所	山口県長門市今岬南南東方沖 今岬灯台から真方位152°1,200m付近 (概位 北緯34°24.4′ 東経131°08.2′)
事故の概要	漁船壹鷹丸は、北進中、また、漁船清幸丸は、さざえ刺し網漁を行 いながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年6月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 壹鷹丸、8.92トン YG2-6807（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 清幸丸、4.9トン YG3-55211（漁船登録番号）、個人所有 第291-42936号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂 B 船尾部に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約20ノット（kn）の速力（対 地速力、以下同じ。）で、手動操舵により漁場に向けて北進中、B船 と衝突した。 A船は、約15kn以上の速力になると船首浮上による死角が生じ た。 船長Aは、船首を左右に振って前方を確かめる回数が少なかったの で、A船に気付かなかったのかもしれないと本事故後に思った。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船首が北北西方に向いた状態 で漂泊し、さざえ刺し網の仕掛け作業を行っていた。 船長Bは、GPSプロッターと魚群探知機の画面を見て水深と船位 を確かめながら、瀬の上に位置するように、機関を中立の状態から適 宜に前後進に操作していたとき、網を入れていた乗組員が大声を発し たので船尾方を振り向いたところ、至近に迫ったA船に気付いたもの の、どうすることもできなかった。
分析	A船は、船長Aが死角を補う見張りを適切に行っていなかったこと

	<p>から、漂泊中のB船に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが魚群探知機とGPSプロッターの画面を見ていて見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かずに漂泊を続けたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船長A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>